

切れていませんか？
自賠責の有効期限

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です。四輪車ももちろんですが、特に車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。車社会に生きる私たちは、誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得ます。

交通事故からあなたの未来を守る自賠責制度の役割や重要性などを十分に理解・認識することが大切です。

詳しい内容は、<http://www.jibai.jp>をご覧ください。

問役場住民課住民環境係 ☎(574)2213

運転免許更新時講習

☐10月11日（木）▽優良13時15分～▽違反14時15分～

※受付は30分前から行います。

所える夢館2階視聴覚室

対公安委員会から送付された切替通知書により、池田警察署で切替手続きを終了された方

詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽種別は「優良」（13時15分）、「違反」（14時15分）

反（14時15分）のみ▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。▽次回の講習予定は12月6日（木）です。

■参考～町外実施会場

会 場	日 時
池田会場 (西部地域コミセン) 池田町字利別東町12-11 ☎(579)2138	10月9日(火) 11月6日(火) 違反 10:00 優良 13:00 一般 13:40 初回 14:50 (10月のみ)
浦幌会場 (中央公民館) 浦幌町字桜町15番地5 ☎(576)3095	11月9日(金) 違反 14:30 優良 13:30

注) 十勝池田警察署管内

10月15日(月)～31日(水)
秋の全道火災予防運動を実施します

【統一標語】

「消すまでは 出ない行かない 離れない」

これからの時期は、朝晩の冷え込みが日ごとに増し、ストーブなど暖房器具を使用する機会が多くなり、住宅火災などが多く発生してきます。

火災によって失われるものは、家や家財ばかりでなく、時には尊い命までも失ってしまいます。悲惨な火災を未然に防ぐため、消防署では秋の全道火災予防運動を行います。

家族や職場では火災の発生を想定し、通報・避難・消火方法等について

くらしのよろず無料相談

遺産分与、相続、ローン返済、土地の境界問題、離婚等、各分野の専門家が一堂に集まり、「一日無料相談」を開催します。

個人情報・秘密は守られます。

気軽にご利用ください。

☐11月6日(火) 10時～16時(受付締切15時) ※予約不要(お一人様30分程度・個別面談)

所とかちプラザ1階大集会室(帯広市西4条南13丁目)

相談員▽弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー
問くらしのよろず相談会実行委員会
帯広商工会議所(担当 清水) ☎0155(25)7121

消費生活相談

身に覚えのない架空請求や悪質な訪問販売、振り込め詐欺などの相談にご利用ください。

「だまされた!」「なんかおかしいぞ?」と気づいた時、ためらわずにご相談ください。

☐10月31日(水) 11時～15時30分

所役場1階会議室

相談員▽上村正子氏(帯広市在住)

問役場住民課住民環境係 ☎(574)2213

話し合っておきましょう。

【重点目標】

(1) 暖房器具の取付け時および使用時には点検整備を行います。
(2) 暖房器具などを使用したときは、最後まで責任を持って取扱いましょう。
(3) 家の周りには、燃えやすいものを置かないようにしましょう。

【期間中サイレンを吹鳴します】

火災予防運動期間中、防火意識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。

問豊頃消防署 ☎(574)2310

くりりんセンター休館日のお知らせ

10月8日(月)の『体育の日』は、くりりんセンターへのごみの持込みはできません。

問くりりんセンター(帯広市西24条北4丁目) ☎0155(37)3550
※町の収集は通常通り行います。

スキー・スケート
リサイクル品提供会

くりりんセンターへごみとして搬入されたスキー・スケートの中から、搬入者の了解を受けたものを無料で提供します。
☐11月11日(日) 9時～12時
※提供品がなくなり次第終了します。
所くりりんセンター管理棟

対くりりんセンター利用市町村の在住者
留意事項▽1人1点とします。

人権相談

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が持っている権利ですが、現実には人権をめぐる様々な問題(DV、いじめ、差別、離婚、隣近所のもめごとなど)が起きており、これらを解決するため、人権擁護委員が皆さんの相談に応じます。

相談内容の秘密は守られますので、お困りのことがありましたら、一人で悩まずにご相談ください。
☐10月11日(木) 13時30分～16時

所役場1階会議室

相談員▽内山 寛氏▽鳥宮慶法氏▽河原葉子氏

問役場住民課住民環境係 ☎(574)2213

畜犬取締り・野犬掃とうの実施

「豊頃町畜犬取締及び野犬掃とう条例」に基づき、次のとおり野犬掃とうを実施します。

期間▽平成24年10月1日(月)～平成25年3月31日(日)

区域▽町内全域

方法▽捕獲・薬殺・麻酔銃

【飼い主の皆様へ】

※期間中、つながない畜犬はすべて野犬とみなされ処分の対象となりますので、2m以内の鎖でつなぐか、檻で飼うようお願いいたします。

問くりりんセンター(帯広市西24条北4丁目) ☎0155(37)3550

10月15日(月)～21日(日)は
秋の行政相談週間

役所の仕事について納得できないこと、ご意見・要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。

相談委員▽石邑良雄氏 豊頃旭町154 ☎(574)2356

【巡回相談所】

☐10月11日(木) 10時～11時30分
所大津地域コミュニティセンター

【定例相談所】

☐10月11日(木) 13時30分～16時
所役場1階会議室

備考▽釧路行政評価分室でも、相談を受け付けています。『行政苦情110番』 ☎0570・090110

豊頃町で開催!
全道一斉すらん無料法律相談

弁護士が、町民の皆さんから無料で法律相談をお受けします。

☐10月25日(木) 13時～17時

※事前予約が必要です(先着8名)

所役場1階会議室

相談内容▽金銭貸借、売掛金の回収、事故、離婚、相続など、法律相談全般。

※相談者は、相談内容に関する資料(契約書、登記簿の写し等)を持参ください。

☐10月9日(火) から、役場住民課住民環境係(574)2213で予約を受け付けます。

※散歩時のフンは飼い主が責任をもつて処理してください。
※犬を新たに飼ったとき、死亡したときは必ず届け出てください。
問役場住民課住民環境係 ☎(574)2213

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かりいたしました約87万件的のような未返還の保管証券類をお返ししております。

①終戦後、外地から引揚げて来られた方々が上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券類

②帰国前に樺太(真岡、大泊、豊栄、留多加など)、満州(瀋陽、吉林、撫順、鞍山など)にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの

返還の請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。「もしかしたら家にも…」とお気付きの方は、お気軽に最寄の税関までお問い合わせください。

問▽函館税関監視部統括監視官部門

(函館市海岸町24-4) ☎0138(40)4244

または最寄の税関支署・出張所まで

▽釧路税関支署(釧路市南浜町5番9号 釧路港湾合同庁舎) ☎0154(22)3730

HP <http://www.customs.go.jp/hakodate/>